

## 【年度後半分・追加申請受付開始】

### 東京都運輸事業者向け 燃料費高騰緊急対策事業支援金について

**重要：今年度、既に申請済の事業者におかれましても、追加（継続）での申請が可能です！（申請漏れにご注意ください！）**

多摩支部会員の皆様におかれましては、現下の燃料や物価の高騰で大変苦慮されていることかと存じます。この現在の情勢を鑑み、この度東京都が、運送事業者に向けた**追加の緊急支援金**を実施することとなりました。

| 種 別                                       | 交 付 額                 |
|-------------------------------------------|-----------------------|
| 一般または特定貨物自動車運送事業の用に供する自動車<br>【緑ナンバーのトラック】 | 1台当たり <b>11,500 円</b> |
| 貨物軽自動車運送事業の用に供する自動車<br>【黒ナンバーのトラック】       | 1台当たり <b>4,000 円</b>  |

※支援対象期間が3カ月間（令和7年10月～12月）のため、支援金額は令和7年度前半分（支援対象期間：令和7年4月～9月）の半額となっているとのことです。

＜対象事業者＞・令和7年10月1日（令和7年度前半分の交付申請している方は令和7年4月1日）までに一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、貨物軽自動車運送事業のいずれかの許可を受けていること、又は届出を行っていること。

・都内に営業拠点を有する、中小貨物運送事業者（資本金3億円以下または従業員300人以下の法人又は個人事業主）であること。

・令和7年11月17日時点、事業を継続しており、引き続き事業継続の意向があること。

＜対象車両＞・化石燃料を使用して自ら走行する自動車。（二輪の自動車を除く）

・令和7年10月1日（令和7年度前半分の交付申請している方は令和7年4月1日）までに関東運輸局東京運輸支局等において車両の登録、検査等が行われ、車検証に記載された有効期間の満了する日が同日以降であること。

・事業者要件において定める運送事業の用に供する自動車。

・支援対象事業者が所有又はリース契約に基づき借用している自動車。

#### 1 申請方法 : 専用サイト (<https://nenryo2025.metro.tokyo.lg.jp/>) より、 電子申請 又は 郵送

➤ 詳細及び様式については、上記のURL 又は「東京都都市整備局」のHP左中央部の検索ボックスにて、「燃料費高騰」とご検索の上、該当記事である「東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業」のページをクリックして下さい。

➤ 今回の申請においては、令和7年度前半分の支援金申請を行った方と、行っていない方とで申請方法が異なるとのことです。該当する申請手引をご確認の上、ご申請下さい。

#### 2 申請期間 : 令和7年11月17日（月）～ 令和8年1月23日（金）

**※ 申請期間が大変短く設定されております。申請漏れにご注意ください。**

＜申請手続きに関するお問い合わせ先＞

東京都運輸事業者向け燃料費高騰緊急対策事業支援金事務局

050-1752-6753（午前9時から午後6時まで）